2　競争参加資格
⑴　契約細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　薬事法に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
⑸　購入される医薬品を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。
⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒856―8562 長崎県大村市久原２―1001―１　独立行政法人国立病院機構長崎医療センター企画課長　植松　　裕　電話0957―52―3121　内線2225
⑵　入札書の受領期限
自　官報掲載日
至　平成22年６月23日17時00分
⑶　開札の日時及び場所　平成22年６月24日14時00分　院内会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に⑷に定める当該医薬品に係わる有効性等に関する資料及び製剤見本を添付して入札書の受領期間内までに提出しなければならない。
入札者の作成した資料は経理責任者が技術審査するものとし、⑸に定める技術審査基準に照らした結果、採用可能と判断された場合のみ当該入札書を落札決定の対象とする。
なお入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合はそれに応じなければならない。
⑷　医薬品の有効性に関する資料
①　物理的科学的特質、規格及び試験方法等に関する資料
②　安定性に関する資料
③　吸収、分布、代謝及び排せつに関する資料
④　臨床試験の試験成績に関する資料
⑸　技術審査基準　購入しようとする医薬品の有効性及び安全性等について、提出された資料等に基づき検討し、購入物品の品質を満たすものと判断されたものを採用可能とする。
⑹　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑼　手続きにおける交渉の有無　無
⑽　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Masahiro Yonekura, Director, Administration Department, National Hospital Organization Nagasaki Medical Center
⑵　Classification of the products to be procured : 4
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Elaprase(6mg/3ml) 1 case(1vial) 77 cases
⑷　Delivery period : From July 1, 2010 to March 31, 2011
⑸　Delivery place : Administration Department, National Hospital Organization Nagasaki Medical Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization(NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency)in Kyushu-Okinawa Region ;
④　prove to have obtained the firstclass-license for selling drugs in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law ;
⑤　prove that they can deliver the drugs on the date and to the place specified by the Obligating Officer ;
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : From the gazetted date to 5 : 00 P.M. June 23, 2010
⑻　Contact point for the notice : Hiroshi Uematsu, Director, Accounting Division, Administration Department, National Hospital Organization Nagasaki Medical Center, 2―1001―1 Kubara Omura-shi, Nagasaki-ken 856―8562, Japan. TEL 0957―52―3121 ext.2225

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年４月 28 日
契約責任者
郵便事業株式会社　豊平支店長　細川　米重
◎調達機関番号　411　◎所在地番号　01
1　調達内容　⑴品目分類番号　26　⑵購入品名及び数量　電気の供給　一式　⑶購入物品の特質等　入札説明書による。⑷使用期間　平成22年７月１日から平成23年６月30日までの間　⑸需要場所　郵便事業株式会社豊平支店　⑹入札・開札の日時及び場所　平成22年６月24日午前10時00分　郵便事業株式会社豊平支店業務企画室
2　取引先資格　⑴下記ア、イ及びウに該当しない者であること。ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者　㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者　㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者　㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者　㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者　㋕　その他、会社に損害を与えた者　ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。㋐　郵便事業株式会社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者　㋑　郵便事業株式会社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者　㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者　⑵郵便事業株式会社における取引先資格審査において、資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者であること。⑶電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること